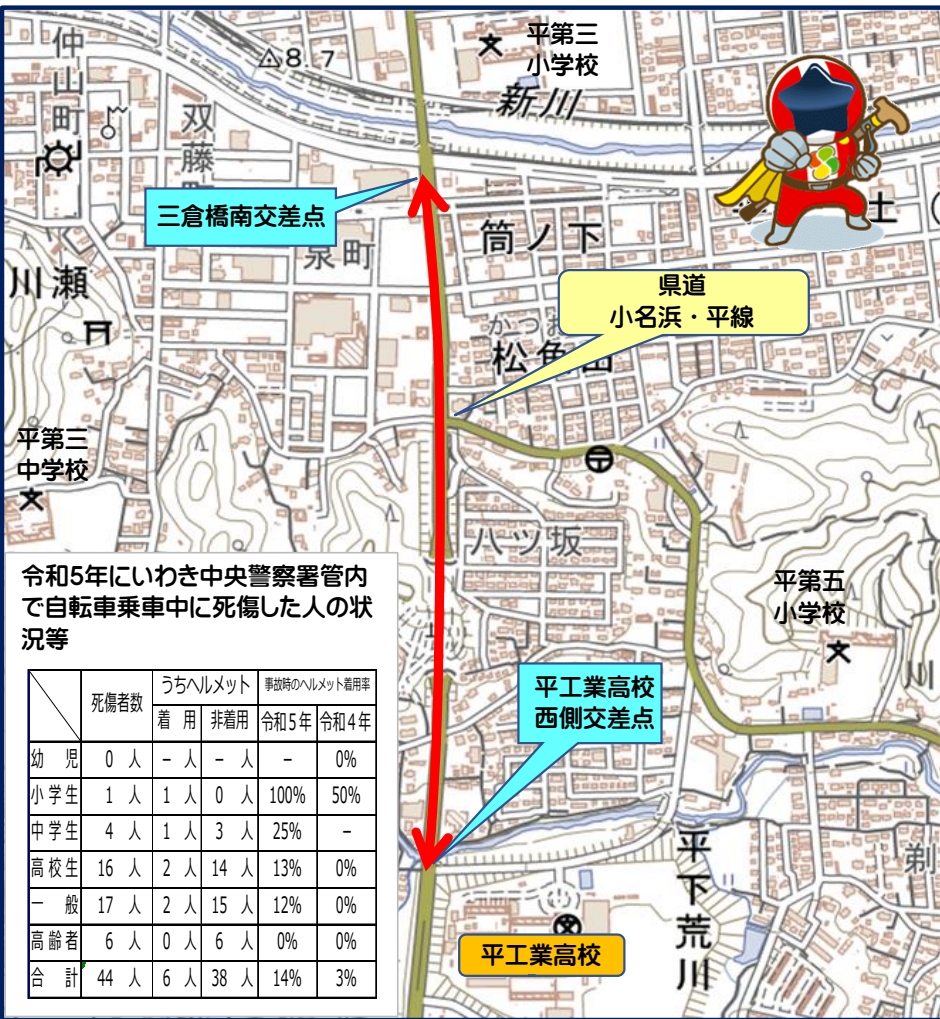


いわき中央警察署 (自転車対策重点地区・路線図)



～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 **ヘルメットを着用**



令和5年にいわき中央警察署管内
で自転車乗車中に死傷した人の状
況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着用	非着用	令和5年	令和4年
幼児	0人	-人	-人	-	0%
小学生	1人	1人	0人	100%	50%
中学生	4人	1人	3人	25%	-
高校生	16人	2人	14人	13%	0%
一般	17人	2人	15人	12%	0%
高齢者	6人	0人	6人	0%	0%
合計	44人	6人	38人	14%	3%

○選定理由

いずれの路線も通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

○普通自転車の通行方法について

自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○ヘルメットを被りましょう。

令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。

万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！

